様式第4号(第5条関係)

　(その1)

(候補者→契約業者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年　　月　　日

年　　月　　日執行　中川町長選挙・中川町議会議員選挙

候補者　　　　　　　　　　印

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  (該当する番号に○をしてください。) | 1 | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | | 2 | 左に掲げる契約以外の場合 | |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 |  | | | | | |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等年月日 | | 運送等金額 | | | 備考 |
|  | 年　　月　　日 | | 円 | | |  |
|  | 年　　月　　日 | | 円 | | |  |
|  | 年　　月　　日 | | 円 | | |  |

備考

　1　この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

　2　運送事業者等が中川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、中川町に支払を請求することはできません。

　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

　　(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

　　(2)　(1)以外の場合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　16,100円

　5　同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

　6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

　7　5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、中川町に支払を請求することはできません。

　(その2)

(候補者→契約業者→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

年　　月　　日

年　　月　　日執行　中川町長選挙・中川町議会議員選挙

候補者　　　　　　　　　　印

　次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | |  | | | |
| 燃料供給年月日 | 自動車登録番号 | | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 年　月　日 |  | | l | 円 |  |
| 年　月　日 |  | | l | 円 |
| 年　月　日 |  | | l | 円 |
| 年　月　日 |  | | l | 円 |
| 年　月　日 |  | | l | 円 |
| 年　月　日 |  | | l | 円 |
| 年　月　日 |  | | l | 円 |
| 小計 |  | | l | 円 |
| 計 |  | | l | 円 |

備考

　1　この証明書は、燃料の供給に基づいて、燃料の供給業者ごとに別々に作成し、納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを添付のうえ、候補者から燃料供給業者に提出してください。

　2　「自動車登録番号」は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

　3　「自動車登録番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　4　燃料供給業者が中川町に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の燃料の供給の実績を証する書面(燃料供給業者名、燃料供給年月日、自動車登録番号及び燃料供給量が記載されたものに限る。)の写しを請求書に添付してください。

　5　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、中川町に支払を請求することはできません。

　6　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

　7　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

(その3)

(候補者→運転手→選挙管理委員会)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

年　　月　　日

年　　月　　日執行　中川町長選挙・中川町議会議員選挙

候補者　　　　　　　　　　印

　次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運転手の氏名  及び住所 |  | |
| 雇用年月日 | 報酬の額 | 備考 |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
| 年　　月　　日 | 円 |  |
| 計 | 円 |  |

備考

　1　この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

　2　運転手が中川町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、中川町に支払を請求することはできません。

　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。

　5　同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。

　6　候補者の指定した運転手以外の運転手は、中川町に支払を請求することはできません。